

鹿児島県十島村「地域おこし協力隊インターン」参加者募集！

刻を忘れさせる島・トカラ列島で “島暮らし体験”してみませんか？

「地域おこし協力隊インターン」
参加者を募集します！

「トカラ列島の雄大な自然のなかで暮らしてみたいけど、いきなり離島で生活するのはちょっと不安…」
そう考える人は多いのではないのでしょうか。
移住する前に実際に現地に滞在して島での暮らしを体験してみたい、そんな希望を実現するのがこの「地域おこし協力隊インターン」です。

【こんな方におすすめ！】

- ・島での暮らしや地域おこしに興味がある方
- ・島の産業の現場を実際に体験してみたい方
- ・短期～中期の移住体験をしてみたい方

「島での暮らしに興味がある」
「将来地域おこしや移住を考えている」
という方の第一歩を応援します！

豊かな大自然に囲まれた十島村

【口之島・中之島・悪石島】で

実際の島の産業を体験しながら

島の一員として過ごしてみませんか？



くわしくは「募集要領」をご確認ください



鹿児島県
十島村

募集中の「地域おこし協力隊インターン」

【募集概要】 口之島

職種：地域おこし協力隊インターン（水産業）

業務内容：プロの漁師の技を間近で！大自然での漁業・仕掛け作り体験（地元の漁師のもとで漁の様子や仕掛け作り など）



【募集概要】 中之島

職種：地域おこし協力隊インターン（農業・農産品加工業）

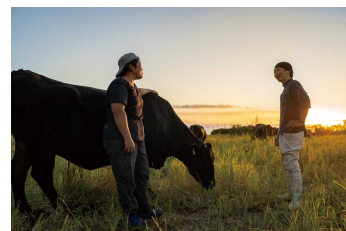
業務内容：太陽と大地の恵みを受けて育む！島ならではの農業&特産品づくり（地元の農家のもとで、農業体験や収穫物を活かした加工品作り など）



【募集概要】 悪石島

職種：地域おこし協力隊インターン（畜産業）

業務内容：豊かな自然の中で！牛たちと過ごす、やりがい満点の牧場体験（地元の農家のもとで、子牛の飼養管理・牧場サポート業務 など）



※インターン中は記載している産業を中心に、他の産業にも従事していただきます

【地域おこし協力隊インターンとは？】

地域おこし協力隊の任期が最長3年間なのに対し、地域おこし協力隊インターンは期間が「2週間以上3ヶ月間以内」と短いことが最大の特徴です。

委嘱期間が終了した後は、正式に地域おこし協力隊になることも可能です。

報酬は日額 8,500 円。滞在は家具や家電・無料の高速 Wi-Fi も完備された村の移住体験施設で、**宿泊費は無料**。村内までの往復交通費に対する助成もあります。

地域おこし協力隊として実際にその場所で働きながら暮らしてみ、自分に合っているかを確認してから移住したいと考えている人にオススメです。

◎ 十島村地域おこし協力隊インターン募集要領

活 動 地 域	鹿児島県鹿児島郡十島村
活 動 場 所	①口之島 ②中之島・悪石島
活 動 内 容	農業、漁業、畜産業、観光業の振興などの地域協力活動
任 用 形 態	委嘱（村との雇用関係はありません）
委 嘱 期 間	①令和8年10月1日(木)～12月15日(火)の間で2週間以上概ね1ヶ月間以内 ②令和8年11月1日(日)～12月15日(火)の間で2週間以上概ね1ヶ月間以内 (上記の期間内でご希望の期間をお選びいただけます)
募 集 人 数	若干名
報 酬	日額 8,500 円（従事した日数に応じて支給）
勤 務 時 間	週 35 時間（週5日・1日7時間勤務・業務内容により前後します）
待 遇	宿泊:村の移住体験施設を利用(※素泊まり、食事の提供なし) 滞在費:宿泊費は無料、食費は自己負担 交通費:現地までの交通費は村の助成制度を利用可能(費用の1/2、最大10万円) 車両:村が無償貸与、燃料代も村が負担します インターネット環境:宿泊施設のWi-Fiを無料で利用できます ※ 雇用契約ではないため社会保険等の適用はありません
必要な資格 免許・経歴	(1) 委嘱の日において18歳以上であり、十島村地域おこし協力隊への応募を検討している者 (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村)に住民票を有する者 (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者 (4) 十島村会計年度任用職員の職に関する要綱第5条第1項に掲げる要件を満たす者 (5) 心身ともに健康で、地域協力活動に意欲と情熱があり、地域住民とともに積極的に活動できる者 (6) 普通自動車運転免許を持っている者
応 募 等	(1) 応募期限 ①令和8年9月23日まで ②令和8年10月18日まで (2) 応募方法 メールで申込み tokaratiiki@tokara.jp (3) 選 考 オンラインによる面談後、村から送られる応募書類を提出、役場またはオンラインで面接により選考を実施します
備 考	● 活動における保険には応募者自身で加入願います ● 十島村に住民票を異動させる必要はありません ● 活動期間中は活動の状況を日誌に記録していただきます ● 委嘱中に以下に該当する行為があったときは委嘱を取り消すことがあります ◇ 職務上の義務に違反し又は職務を怠り所属長の指示に従わないとき ◇ 協力隊インターンとして不信行為があったとき ◇ 村の信用を著しく失墜させるような行為があったとき 等